

神戸元町商店街
地区防災計画
—神戸元町商店街
地域おたすけガイド—

平成 27 年 10 月作成
神戸元町商店街
連合会防災懇談会

地域おたすけガイドを作成する前に…

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、皆さんの地区で訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。



運営本部設置基準

- 震度 5 弱以上若しくは兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合、地震による災害が発生し、又は災害が拡大する恐れがある場合。
- 特別警報が出された場合。
- 上記のほか、大雨等で神戸市に土砂災害警戒情報が発表された場合。

活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々に助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょ!!

電話・電気等のインフラは使用不能になる可能性も考慮する。

防災運営本部 設置場所	津波の可能性ある時は、地震発生 45 分で花隈公園に本部移設。		
ブロック本部設置場所 (5 団体)			
防災資機材庫の場所		(消防団詰所)	
避難所	こうべ小学校	山の手小学校	(神戸生田中学校)
耐震性防火水槽			
災害時要援護者 名簿保管場所			
地域内の危険箇所			

防災行政無線は商店街の放送設備に連動（緊急放送時には自動で流れる）。

□は、その行動が完了したら✓をつける。

①風水害

【災害発生前】

1 運営本部の立ち上げ

- 運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から指揮者を決定する。
- 統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 収集した情報は、有線電話、携帯電話等により、ブロック（自治会）長に伝達する。
- 洪水や地下浸水の危険性が予測される場合は、災害時要援護者に早期の自主避難を呼びかける。また、各ブロックの活動班による災害時要援護者避難誘導が実施できるよう体制を整える（人員確保等）。

【参考】

避難勧告の種類	
避難準備・高齢者等避難開始	災害発生の可能性がありますので、避難できるように準備してください。 避難に時間がかかる方は早めに避難しましょう。
避難勧告	災害発生の可能性が高まっています。避難を開始してください。
避難指示（緊急）	いまにも災害が発生する可能性があります。すぐに避難してください。 ※大雨などで避難所への避難が危険なときは、崖から離れた2階以上の部屋に避難しましょう。

3 組織内の連絡体制の確保

- 情報伝達の手段や順番（誰が誰にどのように伝えるのか）をあらかじめ整理しておく。

4 災害時要援護者の避難誘導

- 洪水や地下浸水の危険性が予測される場合で、災害時要援護者が自ら避難できない場合は、各ブロックの活動班により避難誘導を実施する。

5 資機材等の確保

- 災害発生時に備えて、防災資機材の確保や非常食等の確保をする。

<参考>班編成の例

本部	情報班
	消火班
	救出救護班
	避難誘導班
	給食給水班

災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難場所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方

- ・障がいのある方
- ・介護が必要な方
- ・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）
- ・難病患者、乳幼児、妊産婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

【災害発生直後】

1 運営本部による指揮

- (【災害発生前】と同様の方法で運営本部を立ち上げる。)
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は「救出・救護」など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から気象情報、土砂災害警戒情報等を収集する。
- 防災行政無線等により収集した気象情報等は、有線電話、携帯電話等により、ブロック長に伝達する。
- 有線電話、携帯電話等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 救出・救護

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、被災者を救出する。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

6 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。

7 本部閉鎖のタイミング

津波警報、特別警報、避難準備・高齢者等避難準備等が解除（避難勧告、避難指示（緊急）は解除済み）されれば、本部を閉鎖する。

本部閉鎖時には、関係機関へ連絡する。

②地震

【災害発生直後】

個人の行動

1 地震発生直後の安全の確保

- 火を使用している場合は、可能な限り火を止める。
- 地震の揺れを感じたら、まず、丈夫なテーブルの下に隠れるなど、身の安全を確保する。
- 家族の安全を確認する。
- 火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う。
- ラジオなどで情報の確認。

地区としての活動

1 運営本部の立ち上げ

- 運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から指揮者を決定する。
- 指揮者は集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、防災マップ、災害時要援護者名簿などを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 情報作戦班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示（情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等）を出す。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する。

2 ブロック毎の災害対応

- 防災活動が可能な市民は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し防災活動を行う。
- ブロック長（単位自治会長等）は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を集まってきた市民で編成する。

3 情報収集・伝達

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う。
- 防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する。
- 伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う。

*地震時は有線電話、携帯電話は使用できない可能性があります。

4 安否確認

- 事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき安否確認を行う。
- 事前に用意していない場合は、民生・児童委員等と協力し安否確認を行う。
*ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

- ブロック単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプやあらゆる消火器具等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認する。
- 消火活動人員の割り振りをする。
*火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

- 二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する。
*救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。
- 救出活動人員の割り振りをする。
- 被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する。

7 災害時要援護者の避難支援

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要がある災害時の要援護者の避難支援を行う。
- 支援者の割り振りをする。

8 区や消防署への連絡

- 被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する。



③津波

1 運営本部の立ち上げ

- 市からの情報が無くても、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、協和会館（3丁目）に運営本部を設置する。なお、地震発生から**45分経過時点で、花隈公園に移設。**

（花隈公園は、①神戸元町商店街の中心付近であり、②地域および避難路を一望でき、③24時間出入り自由、という利点がある）

- 防災行政無線やテレビなどで情報収集できなくても、約1分以上の長い揺れを感じれば、避難行動を開始する。
- 運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる。
- 本部に駆けつけた役員の中から順次、指揮者を決定する。
- 役員は集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う。
- 本部に地域の地図、津波防災安全マップなどを配置する。
また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する。
- 各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、避難所から人員を募る。

2 情報収集・伝達

- 防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、ブロック長に伝達する。
- 買い物客等に直ちに避難を呼びかけながら、自らも避難。

3 消火活動

- 水バケツ、消火器で消火できる範囲（火炎が天井まで）であれば消火を試み、それ以上の規模になれば津波の危険性を鑑みて避難。

4 避難支援

- ブロック内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを行い、率先して避難する。
- ストレッチャー、車椅子、シルバーカーなど、付近にある車輪がついた道具を使って、災害時要援護者の避難支援を行う。
- 浸水想定区域外への避難が困難なときは、地域内の津波緊急待避ビルに

避難する。

- 各店舗は、予め店名と電話番号を記入した台車（要援護者搬送用）および、消火器（初期消火用）を、店舗前に出してから避難する。
使用者は、災害後に所有店舗に連絡する。

④ 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

- 役員の集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す。

2 生活情報の収集

- 生活情報の収集及び住民への周知

3 防火・防犯パトロール

- パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う。

「福祉避難所」について

神戸市では、避難所での生活において、何らかの特別な配慮を要する方のための二次的避難所として、地域福祉センターや特別養護老人ホームなど、357箇所を「福祉避難所」に指定しています（平成29年3月末時点）。

福祉避難所の対象者は、市の保健師が避難所で行う健康調査等をもとに、ご本人やご家族の意向や状況を踏まえ、市が決定します。

要援護者から福祉避難所への直接避難の相談があった場合は、区災害対策本部へ連絡いただくよう、対応をお願いします。

※福祉避難所の開設は、対象者の人数や施設の状況、対応可能な人員や物資の確保の状況等を踏まえて、市が判断します。災害時に常に開設される訳ではありませんので、要援護者の方を含め、まずは一般避難所へ避難していただくことになります。